

大阪府環境審議会「水銀の大気排出規制検討部会」運営要領（案）

第1 趣旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づく水銀の大気排出規制のあり方について検討するため、大阪府環境審議会に水銀の大気排出規制検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 2名程度
 - ② 条例第3条第2項に規定する専門委員 2名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、委員の中から会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第4 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成29年6月 日から施行する。